

富谷市行政改革懇談会開催要綱

(開催)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、富谷市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、富谷市の行政改革の推進についての意見交換を行う。

(参加者)

第3条 懇談会に参加する委員は、学識経験のある者、経済関係者、行政運営について識見を有する者等のうちから市長が依頼する。

2 前項の規定により依頼する委員の人数は、10名以内とする。

(参加期間)

第4条 懇談会に参加する期間は、参加を依頼した日から、その日の属する年度の懇談会が終了する日までとする。

(座長等)

第5条 懇談会の進行は座長が行うものとし、座長は参加者の互選により定める。

(会議)

第6条 懇談会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の関係者を出席させることができる。

(報償)

第7条 参加者への謝礼は、懇談会1回につき、7,300円とする。ただし、行政機関の職員が参加する場合にあっては、別に定める規定による旅費のみを支払うものとする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画部企画政策課行政改革推進室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。